



白 運 協 第 3 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市国民健康保険運営協議会
会 長 松 本 千 代 子



白井市国民健康保険税の見直しについて（答申）

令和4年8月25日付け、白保第271号で当協議会に諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

当市の国民健康保険税は、平成22年度に税率等を改正後、これまで抜本的な見直しは行っていないため、県が示す標準保険料（税）率に比べ低く設定されています。

また、被保険者数が減少傾向にあることなどから保険税の増収は見込めず、一人当たり医療費は増加傾向にあります。

本協議会では、白井市国民健康保険税の見直しについて、現在の白井市国民健康保険の運営状況から見た課題を踏まえ、税率等の見直しにあたっては、現在の税率等との比較、世帯への負担の影響、今後の財政状況の推移等を分析するなど、見直しの必要性について慎重に審議をしました。

現在の市の国民健康保険税率等の場合、県に支払う国民健康保険事業費納付金に対し、その原資となる国民健康保険税は、被保険者数の減少により税収が年々減少傾向であることから国民健康保険事業の運営が厳しくなることは明らかであるといえます。しかしながら、無職者、低所得者や年齢構成が高い世帯が多く加入している国民健康保険では、見直しに際しては、負担緩和策を講じ、適正な時期を見極めたうえで十分な周知期間を設け見直しを実施する必要があります。

一方で、令和5年10月に厚労省が策定した「保険料水準統一加速化プラン」が示されたことにより、県が令和6年4月1日から定める「第2期千葉県国民健康保険運営方針」では、保険料水準の統一が示されることとなり、今後、保険料水準の統一に向けた県と各市町村の調整が行われることが予想されます。

このことから、課税方式や負担軽減策など、国民健康保険加入者の負担を考慮し、「見直しの時期」を財政調整基金の状況等を踏まえ、決定すること、また、見直し後は原則3年ごとに定期的に見直す必要があるものとして、答申します。

1 審議期日

令和4年 8月25日 令和4年度第2回白井市国民健康保険運営協議会
令和4年11月17日 令和4年度第3回白井市国民健康保険運営協議会
令和5年 2月 2日 令和4年度第4回白井市国民健康保険運営協議会
令和5年 5月25日 令和5年度第1回白井市国民健康保険運営協議会
令和6年 2月15日 令和5年度第4回白井市国民健康保険運営協議会

2 国民健康保険税の税率等及び算定方式

(1) 税率等

千葉県が示す市町村ごとの算定方式による標準保険料（税）率とする。
税率等については別紙のとおり。

(2) 算定方式

以下のとおり白井市の現行の算定方式とする。

- ・医療分（基礎課税分）…所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式
- ・後期高齢者支援金等分…所得割、被保険者均等割の2方式
- ・介護納付金分…所得割、被保険者均等割の2方式

3 国民健康保険税の見直し時期

財政調整基金の状況等を踏まえ、令和8年度以降に見直すこととする。また、見直し後は原則3年ごとに定期的に見直すこととする。

4 付帯意見

(1) 見直しに際しては、被保険者の負担とならないように緩和策を講じる。

(2) 平成22年度に実施した前回の国民健康保険税の見直しと異なり、平成30年4月から千葉県も国民健康保険の運営に関わること（広域化）とされたことから、県が示す標準保険料（税）率に基づいた税率で見直すなど、被保険者にとっては分かりにくいものになると思われる。被保険者には丁寧で分かりやすい説明をお願いする。

(3) 令和5年10月に厚労省が策定した「保険料水準統一加速化プラン」が示されたことにより、県が令和6年4月1日から施行する「第2期千葉県国民健康保険運営方針」では、保険料水準の統一が示されることから、保険料統一に向けた諸課題（医療費水準、賦課方式、収納率など）について県と各市町村で協議・検討が生じることを考慮する必要がある。

別紙

【現在の税率等】

	医療分 (基礎課税分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	7.03%	2.10%	1.42%
被保険者均等割	26,300円	4,300円	11,400円
世帯平等割	30,300円	—	—

【県が示す標準税率3方式】令和5年度標準保険料(税)率

	医療分 (基礎課税分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	6.25%	3.78%	2.12%
被保険者均等割	24,200円	8,100円	17,900円
世帯平等割	26,300円	—	—

【県が示す標準税率2方式】令和5年度標準保険料(税)率

	医療分 (基礎課税分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	6.72%	2.98%	2.43%
被保険者均等割	40,200円	17,200円	17,771円

【参考】令和4年度標準保険料率

	医療分 (基礎課税分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	6.27%	3.56%	2.43%
被保険者均等割	22,700円	7,100円	19,300円
世帯平等割	25,500円	—	—